

議案参考資料

[平成 30 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 家 屋 担 当
産 業 政 策 課 工 業 労 政 係

議案名

議案第 45 号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正等に伴い、固定資産税の課税標準の特例について、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

新たに創設された固定資産税の課税標準特例措置に係る特例率を 0 と定めるものです。

※ 平成 30 年度税制改正において、設備投資に係る新たな固定資産税(償却資産)の特例が創設され、その特例率を 2 分の 1 から 0 までの範囲で、条例で定めることとされました。

※ 特例は、中小企業の投資を後押しするため、生産性向上特別措置法の規定により市が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、同法施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間において取得されるものに係る固定資産税(償却資産)に適用されます。

※ 適用期間は、設備投資後の最初の 3 年間です。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、一部規定を除き同年 4 月 1 日から施行されました。

また、生産性革命・集中投資期間における特例的な措置として、地域の中
小企業による設備投資促進に向けて、生産性向上特別措置法が、平成 30 年 5 月 16 日に成立しました。